

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点（案）

I. はじめに

- 障害者自立支援法の施行から11年が経過し、障害福祉サービス等にかかる利用者は約100万人、国の予算額は約1兆円とそれぞれ倍増するなど、その支援は年々拡充している。
そうした中で、平成27年度にとりまとめられた、社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」において提言された内容等を踏まえた改正障害者総合支援法が、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定と同日の平成30年4月1日に施行される。
- 本改定では、改正法において創設された自立生活援助や就労定着支援等の新サービスの具体的な報酬等の設定について検討することはもとより、障害者の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障害者の増加などに伴い、障害福祉サービス等の利用者が多様化している中で、個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備する必要がある。
- また、昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において「障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要」とされるとともに、「障害者の就労支援等の推進」が掲げられており、報酬改定を通じて障害者の工賃・賃金向上、一般就労への移行の促進や就労定着の充実が求められる。
- 加えて、利用者数やサービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められていることや、長期化した経過措置への対応など、制度の持続可能性の確保の観点等を踏まえた上で、メリハリのある報酬体系への転換が求められる。
- このような状況等を背景に、障害者総合支援法施行3年後の見直しによる制度改正等を踏まえ、関係団体ヒアリングにおける意見も参考に、平成30年度報酬改定において検討を行う際の主な論点としては、おおむね次のものが想定される。

Ⅱ. 主な論点

1. 障害者の重度化及び高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価と地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行後の生活の場の確保

障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、検討する必要があるのではないか。

また、障害者の自立支援の観点から、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームの確保等を行う必要があるのではないか。

【主な論点の例】

- (1) 重度障害者及び高齢の障害者等の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価（の視点）等
- (2) 自立生活援助の報酬・基準【新サービス】
- (3) 地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上を図る観点からの報酬・人員配置基準等の評価（医療的ケア児への支援及び居宅訪問型児童発達支援の報酬等を含む）

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるように、サービス提供体制を確保する必要があるのではないか。

また、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、質の向上とその適切な評価を検討する必要があるのではないか。

加えて、重度の障害等により、児童発達支援等の通所支援を受けることが出来ない障害児を対象として新たに創設された、居宅訪問型児童発達支援の報酬等について検討を行う必要がある。

【主な論点の例】

- (1) 医療的ケア児への支援の検討

(2) 障害児通所支援のサービスの質の向上

(3) 居宅訪問型児童発達支援の報酬・基準【新サービス】

3. 精神障害者の地域移行を推進するための、地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行後の生活の場の確保とサービス提供体制の強化

長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくためには、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化（医療と福祉の連携を含む）する必要があるのではないか。

具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進め、生活の場であるグループホームを確保するとともに、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する必要があるのではないか。

【主な論点の例】

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行・地域生活を支援するための生活の場の確保等【再掲】

(2) 自立生活援助の報酬・基準【再掲】

(3) 地域移行支援及び地域定着支援の更なる促進

4. 就労支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し（就労定着支援の報酬等を含む）

障害者がある適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させ、一般就労への移行実績や工賃実績等に応じた報酬（体系）を検討する必要があるのではないか。

また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者を支援するために創設された、就労定着支援の報酬等について検討する必要がある。

【主な論点の例】

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

(2) 就労定着支援の報酬・基準【新サービス】

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

障害福祉サービス等の利用者が多様化し、サービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められるなど、障害者総合支援法の施行状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保するために、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、報酬等の見直しを図る必要があるのではないか。

このため、

- ① 支援の内容や質に応じた評価
- ② 利用者ニーズがあるがサービス提供体制が十分に確保されていない量的不足分野や必要量を超えてサービスが展開されている分野の適正なサービス量の確保

等について、検討を行う必要があるのではないか。

【主な論点の例】

(1) 効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

(2) 経過措置の見直し

6. その他